

火災予防上の命令を受けている対象物

令和3年4月6日 17時30分現在

| 番号 | 所在 | 名称 | 用途 | 命令を受けた者の氏名 | 命令を行った日 | 命令事項 |
|----|----------------|--------|----|--------------------|-----------|---|
| 1 | 東根市温泉町一丁目8番15号 | 旅館 小関館 | 旅館 | 小関 玲子 (コセキ レイコ) | 令和元年9月11日 | 1. 屋内消火栓設備を改修すること。 (消防法施行令第11条) 2. 自動火災報知設備を改修すること。 (消防法施行令第21条) |
| 2 | 東根市温泉町一丁目8番15号 | 旅館 小関館 | 旅館 | 小関 玲子 (コセキ レイコ) | 令和2年4月7日 | 次に掲げる事項を履行するまでの間、当該防火対象物を旅館として使用しないこと。 1. 屋内消火栓設備を改修すること。 (消防法施行令第11条) 2. 自動火災報知設備を改修すること。 (消防法施行令第21条) |